

岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置 業務仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置業務

(2) 設置場所及び必要とする案内等

設 置 場 所	●岡山市役所新庁舎 岡山市北区大供一丁目1番1号 1階：総合案内横×1か所 EVホール東1－1×1か所 EVホール西1－1×1か所 2階：総合カウンター前×1か所 EVホール東2－1×1か所 EVホール西2－1×1か所 3階：EVホール東3－1×1か所 EVホール西3－1×1か所
必要とする案内	1階総合案内横は岡山市役所新庁舎のフロアマップおよび市政情報を少なくとも掲示すること。2階総合カウンター前は、本市所有の太陽光、庁舎使用エネルギー量の計測装置により計測されたデータを基に、本市にて設置する端末によって画像データを作成するので、そのデータをリアルタイムで掲示すること。その他については提案による。
備 考	○上記「必要とする案内」はモニターにて常時表示し、岡山市の依頼により隨時変更できるものであること。 ○1階総合案内横については自立式のモニターを設置すること。 2階総合カウンター前については、壁掛け式のモニターを設置すること。またその他の各EVホール前に設置されるモニターについては、あらかじめ設置場所として開口を設けているため、収納できる寸法にて設置すること。

(3) 業務内容

- ①岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、岡山市役所で開催される行事、事業及び市政情報等に関する情報発信を行うデジタルサイネージ型情報機器（以下「情報機器」という。）を設置し、それに加えて民間企業等の広告を掲載する。
- ②新庁舎では、令和8年7月上旬に（仮称）新庁舎開庁セレモニーを予定している。そ

のため、1階総合案内横の情報機器については令和8年6月末までに設置しておくこととし、広告等の出力は令和8年7月1日から行うことが可能とする。ただし、セレモニー時には、当市の指示による映像のみを出し、その他広告等の出力は行わないようすること。

その他の設置場所の情報機器については、令和8年9月末までに設置し、広告等の出力は令和8年10月1日から行うことが可能とする。

- ③設置事業者は、本市と締結した協定で定めた行政財産の目的外使用料を本市に納付する。

(4) 設置事業者が設置する情報機器及びエレベーター前壁面設置物

- ①各情報機器についてはサイズによる指定はないが、下記に適合するものとすること。

1階総合案内横 : 縦2.5m以下、横8m以下、奥行き0.8m以下

2階総合カウンター前 : 縦1.4m以下、横1.4m以下

各階EVホール : 縦1.488m以下、横0.878m以下、奥行き0.15m以下

なお、各階のEVホール前については、あらかじめ開口を準備（別紙2-1、別紙2-2参照）しているので、開口内に収まるよう機器を設置すること。また、庁舎利用者の通行及び職員の用務の妨げにならないよう十分配慮すること。

- ②来庁市民のおもてなしの観点から景観にも配慮し、見やすく周囲と調和のとれたものとすること。

- ③提案された複数パターンから一部組み合わせての使用、色合い等の調整等、本市担当者と協議の上、設置前に調整できること。

- ④モニターの表示は8時15分から17時30分まで行うこととし、当該時間にタイマーによる電源の自動投入及び自動遮断が可能とすること。

- ⑤地震等の際の転倒等への防止策を十分に講じ、事故等発生時は、設置事業者の責任において迅速に解決するものとし、対応内容について速やかに本市に報告すること。また、配線等についても安全に十分配慮すること。なお、転倒防止策については、設置前に本市と協議すること。

- ⑥情報機器及びエレベーター前壁面設置物を原因とした事故に対し、来庁者等から損害賠償の請求がなされた場合は、設置事業者の責任において解決し、対応内容について速やかに本市に報告すること。

- ⑦撤去の際は、設置事業者の負担にて原状回復すること。ただし、岡山市と協議を行い、原状回復が不要と判断された箇所についてはその限りではない。

- ⑧使用する材料については、安全で環境に配慮すること。

- ⑨設置場所等仕様内容について、本市から移設や内容等の指導又は指示があった場合は、協議を行い適切に対応すること。

(5) 市政情報等の表示

- ①庁舎等で行うイベントや行事予定、各種事業、観光情報、市政情報等の表示について

は、モニター等を使用したデジタルサイネージ方式とすること。

- ②掲載する市政情報等の内容については事前に本市担当者と協議し、本市が製作したものを掲示すること。
- ③イベントや行事予定は、開庁時は常時表示し、来庁者が見やすい表示方法とすること。
- ④イベントや行事予定の表示内容について、簡便な方法で変更操作が可能な端末を庁舎内に置き、本市担当者が迅速に変更できること。
- ⑤庁舎への来賓の方等をお迎えする際に、より効果的におもてなしの意思を表現することができるこ
- とができるこ
- とができること。
- ⑥岡山市役所新庁舎2階総合カウンター前のモニターについては、本市所有の太陽光、
庁舎使用エネルギー量の計測装置より計測されたデータを基に、本市にて設置する端末によって画像データを作成するので、そのデータをリアルタイムで掲示すること。
太陽光発電量・庁内使用エネルギー量のデータを管理する本市の端末から設置事業者の端末につなぐHDMIケーブルは設置事業者が用意すること。設置事業者の端末から
2階総合カウンター前のモニターへつなぐ1本のLANケーブルは本市にて準備する。
本市の端末および設置事業者の端末を設置する部屋は別紙3のとおり。
- ⑦表示内容について、常に最新の情報を掲示することとし、情報に誤りが生じないよう
設置事業者においてチェックし、本市と協議の上随時情報の更新を行うこと。
- ⑧表示内容について、本市から指導又は指示があった場合は、適切に対応すること。
- ⑨表示内容に伴うトラブルが発生した場合は、本市の責めに帰すべき理由がある場合を
除き、設置事業者において迅速・適切に対処すること。

(6) 広告枠

- ①広告の内容については、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び関係諸法規を
遵守すること。
- ②広告の内容について、岡山市広告審査委員会から修正等の指導又は指示があった場合
は、必ずこれに従うこと。
- ③岡山市役所新庁舎は、市民や各関係者が多く来庁する施設であることから、広告募集
の際は、社会的信用及び公共性等に配慮した団体等を選定すること。また、広告掲載
する団体等に対し本市から意見等があった場合は、設置事業者が責任をもって当該団
体等と交渉し対処すること。

(7) その他

- ①製作・設置・移設・撤去（撤去に伴う原状回復の費用も含む）・機器保守管理（運用に
伴う通信料も含む）・掲載内容変更に関する一切の費用は、設置事業者において負担す
ること。電気代については、電気料金単価、各情報機器のカタログ値の消費電力量、
稼働時間で本市が算出する金額を、本市が別途定める期日までに支払うこと。
- ②破損・汚損等による修繕、掲載情報や広告内容の変更等のメンテナンス及び更新を隨
時行うとともに、不備がないよう適宜確認すること。

- ③機器メンテナンスや仕様変更等により庁舎内で作業が発生する場合は、事前に本市担当者に連絡し、日程調整等を行うこと。
- ④広告内容及び設置機器に伴う事故等が発生した場合は、設置事業者が責任をもって迅速に対応し、速やかに本市に報告すること。
- ⑤広告に関する第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任において解決し、速やかに本市に報告すること。
- ⑥「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。」、「広告に関するお問い合わせは〇〇〇〇（設置事業者名及び電話番号を記載）」等の表示を行うこと。

2 支払い条件

- (1) 行政財産の目的外使用料の支払いは、各情報機器それぞれの機器設置日から日割で原則発生するものとし、機器設置月は下記のとおりとする。

1階総合案内横	：令和8年6月
その他	：令和8年9月

※仮に、機器設置等準備に日数を要し、情報機器等設置が当初予定していた機器設置日に間に合わなかった場合であっても、当初予定していた機器設置日から実際の機器設置日までの行政財産の目的外使用料は返還しないものとする。
- (2) 行政財産目的外使用料は、初年度は機器設置日から当該年度の年度末までを、次年度以降は1年間分（最終年度は4,5ヶ月分のみ）をまとめて支払う。
- (3) 行政財産の目的外使用料の支払方法は、本市が発行する納入通知書（初年度は業務開始前、次年度以降は年度当初に発行）により本市が別に定める期日までに支払うものとする。
- (4) 支払われた行政財産の目的外使用料は返還しないものとする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で情報機器等を設置できなかった場合は、別途協議する。

3 その他

- (1) 機器等の設置にあたり、事前に本市に行政財産の目的外使用許可申請を行い、使用許可を得ること。また、使用許可は年度毎に行うため、行政財産の目的外使用許可申請は毎年度行うこと。
- (2) 管理料（電気代等の光熱費等）は、本市が別途定める期日までに支払うこと。
- (3) 設置事業者において、業務責任者を指定し、業務責任者は常時連絡がとれるよう体制を整備すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項については、本市担当者の指示に従うこと。
- (5) 業務の実施にあたり疑義が生じたときは、本市と設置事業者が協議しこれを解決する。